

## 電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定

改定後	現行（平成28年公表）
<p>「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年4月20日</u> 総務省</p> <p>2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方</p> <p>[略]</p> <p>なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに<u>指定しない</u>。ただし、<u>上記の電気通信役務のいずれかの契約数等が、1年以上継続して5万以上となっている場合及び1年以上継続して5万以上となっている電気通信役務を提供する電気通信事業を、当該事業を営む他の電気通信事業者から譲渡され、又は合併、分割若しくは相続により譲り受けた場合においては、当該事業を譲り受けた電気通信事業者を指定することとする。</u></p> <p>[略]</p>	<p>「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」</p> <p style="text-align: center;"><u>平成28年3月29日</u> 総務省</p> <p>2 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに<u>指定しない</u>。</p> <p>[同左]</p>